

【機密性 2】

平成 31 年度

裁判官の配置、裁判事務の分配、  
代理順序及び開廷日割

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

佐賀地方裁判所

## 目 次

第1 本	序	1
第2 武 雄 支 部		6
第3 唐 津 支 部		7
第4 佐 賀 簡 易 裁 判 所		8
第5 鳥 栖 簡 易 裁 判 所		10
第6 武 雄 簡 易 裁 判 所		11
第7 鹿 島 簡 易 裁 判 所		13
第8 伊 万 里 簡 易 裁 判 所		14
第9 唐 津 簡 易 裁 判 所		15
第10 全	序	16

## 第1 本庁

### 1 裁判官の配置

#### 第1 民事部

裁判長	判 事 (所長)	岩	木	宰
	判 事 (兼務)	桂	木	正 樹
	判 事 (兼務)	岩	田	瑠 子

#### 第2 民事部

裁判長	判 事 (部総括)	達	野	ゆ き
	判 事 (兼務)	桂	木	正 樹
	判 事	田	辺	暁 志
	判 事	岩	田	瑠 子
	判事補 (職特)	久	保	雅 志
	判事補	野	口	宏 明
	判事補 (兼務)	高	岡	寛 実

(民事訴訟法第269条第1項の5人の合議体は、上記裁判官のほか所長が指名する裁判官で構成する。)

#### 刑事部

裁判長	判 事 (部総括)	今	泉	裕 登
	判 事	杉	原	崇 夫
	判 事 (兼務)	田	辺	暁 志
	判 事 (兼務)	岩	田	瑠 子
	判事補 (職特・兼務)	久	保	雅 志
	判事補 (兼務)	野	口	宏 明
	判事補	高	岡	寛 実

### 2 事務分配

#### (1) 民事関係

ア 訴訟事件（地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟を含む。）は、第2民事部に配布する。ただし、第2民事部で処理するのに支障があるときは第1民事部に配布する。

イ 民事執行、民事保全（地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく訴訟を本案とする民事保全を含む。）、破産、民事再生、会社更生、特別清算、消費者裁判手続における簡易確定手続、人身保護、農事・鉱害・特定調停、過料、非訟、配偶者暴力等に関する保護命令、労働審判、預金保険法第87条に規定する裁判所の許可（代替許可）、財産開示、共助、訴えの提起前における証拠収集の処分及びその他雜の各事件は、第2民事部に配布する。

ウ ア、イに掲げる事件の事務分配は、当該部の定めるところによる。

## (2) 刑事関係

ア 訴訟事件は、刑事部に配布する。その事務分配は、刑事部の定めるところによる。

イ(ア) 刑事訴訟法第430条による準抗告事件は

判 事	杉 原 崇 夫
判 事	田 辺 曜 志
に，	

(イ) 刑事訴訟法第179条、第226条及び第227条による請求事件並びに共助事件は

判 事	杉 原 崇 夫
判 事	田 辺 曜 志
判事補	野 口 宏 明
判事補	高 岡 寛 実

に、それぞれ配布する。ただし、上記(ア)、(イ)記載の裁判官のいずれにも差し支えがあるとき又は事件の処理に他の裁判官の援助などを必要とする

きは

判 事

今 泉 裕 登

判 事

岩 田 瑶 子

に配布する。

なお、急速を要し、又は多数の事件を処理するなどのため必要と認められる場合は、所長の指名する他の裁判官に配布する。

令状関係事件及び被疑者国選弁護人選任・解任関係事件並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第5章及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第4章の保全請求事件は、別に定めるところにより配布する。

ウ 刑事訴訟法第429条による準抗告事件は、本庁刑事部又は本庁第2民事部に、別に定めるところによりそれぞれ配布する。

エ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の決定又は同項の請求を却下する決定に関する事件、同法第35条第1項（同法第38条第2項、第46条、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）、第42条第1項及び第94条第1項の異議申立事件、同法第41条第2項の規定による送付を受けた事件並びに同法第43条第2項の規定による通知を受けた事件は、別に定めるところによりそれぞれ配布する。

オ 刑事訴訟法第262条による起訴強制事件並びに検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及び維持に当たる指定弁護士の指定事件及び指定の取消事件は、別に定めるところにより配布する。

カ その他の事件

再審事件及び差戻事件のうち、単独事件は、受理の順序に従い、不服を申し立てられた裁判をした裁判官以外の単独事件の担当裁判官に配布する。

刑事補償請求事件、費用補償請求事件、上訴権回復請求事件、刑事訴訟法第500条ないし第502条による申立事件及び刑事損害賠償命令事件は、本案の裁判をした部又は裁判官に配布する。

刑の執行猶予の言渡取消請求事件及び刑事訴訟法第96条第3項の請求事件並びに上記以外の事件は、各単独係裁判官に順次配布する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する事件（以下「医療観察法関係事件」という。）は、刑事部に配布する。ただし、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官、精神保健審判員又は裁判所書記官に対する除斥、裁判官の処分に対する不服申立及び裁判所の処分に対する異議は本庁第2民事部に、同法第24条第2項の嘱託による事実の取調べは、民事部及び刑事部左陪席裁判官に順次配布する。

(4) 裁判官及び裁判所書記官等忌避関連事件

本庁、支部及び管内簡易裁判所の裁判官並びに本庁及び支部の裁判所書記官の忌避事件については、刑事事件に関する申立ては第2民事部に、民事事件に関する申立ては刑事部に配布する。その余の忌避関連事件についてもこの例による。

### 3 代理順序

(1) 所長に差し支えがあるときは、司法行政に関する所長の事務は

判 事	今 泉 裕 登
判 事	達 野 ゆ き

の順で代理する。

(2) 第1民事部及び第2民事部の部の事務を総括する者又は裁判長に差し支えがあるときは、当該部の司法行政事務又は裁判長の事務は、当該部の裁判官（職特判事補以上）が代理する。

(3) 刑事部の部の事務を総括する者又は裁判長に差し支えがあるときは、当該

部の司法行政事務又は裁判長の事務は、判事杉原崇夫、判事田辺暁志が順次代理する。

(4) 事件処理上民事部及び刑事部の各部において、担当裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が代理する。

(5) 前各項の定めによつてもなお差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

#### 4 開廷日割

第1民事部 合議事件 水曜日

第2民事部

合議事件 金曜日

単独事件 判事 達野ゆき 火曜日

判事 田辺暁志 水曜日

判事 岩田瑠子 月曜日

判事補（職特）久保雅志 火曜日

（ただし、開廷日以外の曜日についても、弁論準備、和解等の期日を隨時指定することがある。）

#### 刑事部

合議事件 火曜日、木曜日

単独事件 判事 今泉裕登 月曜日、水曜日

判事 杉原崇夫 月曜日、水曜日

## 第2 武雄支部

### 1 裁判官の配置

判 事 (支部長) 池 田 聰 介

判 事 (兼務) 岩 田 真 吾

### 2 事務分配

民事事件（判事岩田真吾が担当する事件を除く。）及び令状関係等事件を

判 事 池 田 聰 介

民事訴訟、調停及び配偶者暴力等に関する保護命令の各事件の3分の1、保全命令事件の2分の1、原保全命令を担当した場合を除く保全異議・取消事件、民事執行事件（不動産執行事件の2分の1、債権執行事件及び執行異議事件を除く。）、刑事事件（令状関係等事件を除く。）並びに医療観察法関係事件（医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務及び同法第24条第2項の嘱託による事実の取調べに限る。）を

判 事 岩 田 真 吾

に配布する。

### 3 代理順序

(1) 支部長に差し支えがあるときは、司法行政に関する支部長の事務は

判 事 岩 田 真 吾

が代理する。

(2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が代理し、更に差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀地方裁判所所属の裁判官が代理する。

### 4 開廷日割

民 事 事 件 月曜日、木曜日、金曜日

刑 事 事 件 火曜日

### 第3 唐津支部

#### 1 裁判官の配置

判 事 (支部長) 和 田 将 紀

判事補 (職特・兼務) 前 川 悠

#### 2 事務分配

民事事件のうち訴訟事件の3分の1, 破産(同時廃止事件の3分の1を除く。), 民事再生(個人再生事件の3分の1を除く。), 会社更生, 特別清算, 保全異議・取消し, 調停, 配偶者暴力等に関する保護命令, 過料, 非訟の各事件及び刑事案件(令状関係等事件を除く。)並びに医療観察法関係事件(医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務及び同法第24条第2項の嘱託による事実の取調べに限る。)を

判 事 和 田 将 紀

民事事件(判事和田将紀が担当する事件を除く。)及び令状関係等事件を

判事補 (職特) 前 川 悠

に配布する。

#### 3 代理順序

(1) 支部長に差し支えがあるときは, 司法行政に関する支部長の事務は

判事補 (職特) 前 川 悠

が代理する。

(2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは, 他の裁判官が代理し, 更に差し支えがあるときは, 所長の指名する佐賀地方裁判所所属の裁判官が代理する。

#### 4 開廷日割

民 事 事 件 火曜日, 木曜日, 金曜日

刑 事 事 件 水曜日

## 第4 佐賀簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

簡易裁判所判事（司掌者）	岩	木	宰
簡易裁判所判事（兼務）	今	泉	裕
簡易裁判所判事（兼務）	達	野	ゆ
簡易裁判所判事（兼務）	桂	木	正
簡易裁判所判事（兼務）	杉	原	崇
簡易裁判所判事（兼務）	田	辺	暎
簡易裁判所判事（兼務）	岩	田	瑠
簡易裁判所判事（兼務）	久	保	雅
簡易裁判所判事	吉	住	二
簡易裁判所判事	梅	崎	聖
簡易裁判所判事	片	山	博
簡易裁判所判事（填補）	今	井	志
			朗

### 2 事務分配

- (1)ア 民事訴訟事件（本案に付隨する雑事件を含む。以下同じ。）の2分の1  
イ 少額訴訟事件  
ウ 三者処理方式による交通切符事件  
エ 略式命令請求事件（ウを除く。以下(3)及び(4)において同じ。）の4分の1を

簡易裁判所判事 片 山 武 志  
に配布する。

- (2)ア 民事訴訟事件の2分の1

イ 刑事公判請求事件（正式裁判請求事件を含む。）を

簡易裁判所判事 吉 住 良 二  
に配布する。

(3)ア 調停事件（特定調停事件を除く。）

イ 特定調停事件の2分の1

ウ 略式命令請求事件の2分の1を

簡易裁判所判事

梅 崎 聖 博

に配布する。

(4) 特定調停事件の2分の1及び略式命令請求事件の4分の1を

簡易裁判所判事

今 井 光 朗

に配布する。

(5) 上記以外の民事事件は、別に定めるところにより配布する。

(6) 令状関係等事件は、別に定めるところにより配布する。

### 3 代理順序

(1) 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、

簡易裁判所判事

片 山 武 志

が代理する。

(2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が代理する。

(3) 前各項の定めによてもなお差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀  
地方裁判所管轄区域内の簡易裁判所に所属する裁判官が代理する。

## 第5 鳥栖簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

簡易裁判所判事 今 井 光 朗

簡易裁判所判事（填補） 黒 木 正 弘

### 2 事務分配

民事事件及び刑事事件（選挙違反事件の略式命令請求事件及び選挙違反事件以外の正式裁判請求事件を除く。）を

簡易裁判所判事 今 井 光 朗

正式裁判請求事件（選挙違反事件を除く。）及び選挙違反事件の略式命令請求事件を

簡易裁判所判事 黒 木 正 弘

に配布する。

### 3 代理順序

- (1) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が代理する。
- (2) 前項の定めによってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀地方裁判所管轄区域内の簡易裁判所に所属する裁判官が代理する。

## 第6 武雄簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

簡易裁判所判事（司掌者）	池	田	聰	介
簡易裁判所判事（兼務）	岩	田	真	吾
簡易裁判所判事（填補）	梅	崎	聖	博
簡易裁判所判事（填補）	黒	木	正	弘
簡易裁判所判事（填補）	徳	永	薰	子

### 2 事務分配

民事事件（特定調停事件及び即決和解事件を除く。少額訴訟事件については、民事訴訟法第373条の規定に基づき通常の手続に移行した事件（以下「通常手続移行事件」という。）に限る。）及び刑事案件（選挙違反事件の略式命令請求事件及び選挙違反事件以外の正式裁判請求事件を除く。）並びに填補日に処理を要する保全事件，在庁方式による略式命令請求事件及び令状関係等事件を

簡易裁判所判事 梅崎聖博

特定調停事件、即決和解事件、三者処理方式による交通切符事件、填補日に処理を要する保全事件，在庁方式による略式命令請求事件及び令状関係等事件を

簡易裁判所判事 黒木正弘

少額訴訟事件（通常手続移行事件を除く。）及び少額訴訟判決に対する異議申立て事件並びに填補日に処理を要する保全事件、略式命令請求事件（三者処理方式による交通切符事件を除く。）及び令状関係等事件を

簡易裁判所判事 徳永薰子

正式裁判請求事件（選挙違反事件を除く。）及び選挙違反事件の略式命令請求事件並びに簡易裁判所判事梅崎聖博、同黒木正弘及び同徳永薰子の填補日以外の日に処理を要する保全事件及び略式命令請求事件を

簡易裁判所判事

岩 田 真 吾

簡易裁判所判事梅崎聖博、同黒木正弘及び同徳永薰子の填補日以外の日に処理を要する令状関係等事件を

簡易裁判所判事

池 田 聰 介

に配布する。

### 3 代理順序

(1) 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、

簡易裁判所判事

岩 田 真 吾

簡易裁判所判事

梅 崎 聖 博

簡易裁判所判事

黒 木 正 弘

簡易裁判所判事

徳 永 薫 子

が順次代理する。

(2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が代理する。

(3) 前各項の定めによってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀地方裁判所管轄区域内の簡易裁判所に所属する裁判官が代理する。

## 第7 鹿島簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

簡易裁判所判事 黒木正弘

簡易裁判所判事（填補） 池田聰介

### 2 事務分配

民事事件及び刑事事件（選挙違反事件の略式命令請求事件及び選挙違反事件以外の正式裁判請求事件を除く。）を

簡易裁判所判事 黒木正弘

正式裁判請求事件（選挙違反事件を除く。）及び選挙違反事件の略式命令請求事件を

簡易裁判所判事 池田聰介  
に配布する。

### 3 代理順序

- (1) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が代理する。
- (2) 前項の定めによってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀地方裁判所管轄区域内の簡易裁判所に所属する裁判官が代理する。

## 第8 伊万里簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

簡易裁判所判事 徳永薰子

簡易裁判所判事（填補）和田将紀

### 2 事務分配

民事事件及び刑事事件（選挙違反事件の略式命令請求事件及び選挙違反事件以外の正式裁判請求事件を除く。）を

簡易裁判所判事 徳永薰子

正式裁判請求事件（選挙違反事件を除く。）及び選挙違反事件の略式命令請求事件を

簡易裁判所判事 和田将紀

に配布する。

### 3 代理順序

- (1) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が代理する。
- (2) 前項の定めによってもなお差し支えがあるときは、所長の指名する佐賀地方裁判所管轄区域内の簡易裁判所に所属する裁判官が代理する。

## 第9 唐津簡易裁判所

### 1 裁判官の配置

簡易裁判所判事（司掌者）	和	田	将	紀
簡易裁判所判事（兼務）	前	川		悠
簡易裁判所判事（填補）	徳	永	薰	子

### 2 事務分配

民事事件のうち訴訟事件（本案に付隨する雑事件を含む。以下同じ。），保全異議・取消，調停，過料及び借地非訟の各事件並びに刑事事件のうち令状関係等事件及び略式命令請求事件（いずれも簡易裁判所判事徳永薰子が担当する事件を除く。）を

簡易裁判所判事	和	田	将	紀
起訴前の和解事件並びに刑事事件のうち填補日に処理を要する令状関係等事件及び略式命令請求事件（選挙違反事件を除く。）を				
簡易裁判所判事	徳	永	薰	子

簡易裁判所判事和田将紀及び同徳永薰子が担当する事件を除く民事及び刑事の各事件を

簡易裁判所判事	前	川		悠
に配布する。				

### 3 代理順序

(1) 司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは，

簡易裁判所判事	前	川		悠
簡易裁判所判事	徳	永	薰	子

が順次代理する。

(2) 事件処理上担当裁判官に差し支えがあるときは，他の裁判官が代理する。

(3) 前項の定めによつてもなお差し支えがあるときは，所長の指名する佐賀地方裁判所管轄区域内の簡易裁判所に所属する裁判官が代理する。

## 第10 全庁

- 1 佐賀地方裁判所（本庁を含む。）における司法行政事務に関する代理順序  
所長に差し支えがあるときは、判事今泉裕登及び同達野ゆきが順次代理し、  
なお差し支えがあるときは、あらかじめ所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 調停主任の指定  
民事調停法第7条第1項に規定する調停主任は、当該調停事件を担当する裁  
判官をその事件の調停主任とする。
- 3 労働審判官の指定  
労働審判法第8条に規定する労働審判官は、当該労働審判事件を担当する裁  
判官をその労働審判官とする。